

平成29年度 保険料段階別被保険者数（対象人数は平成29年6月3日現在）

保険料段階	対象となる方		平成27年度～平成29年度		対象人数	構成比	
			基準額×割合＝年間保険料額(月額換算)				
第1段階	・生活保護または中国残留邦人等支援給付受給者 ・市民税非課税世帯かつ老齢福祉年金受給者		71,880円 × 0.40 =	28,750円 (2,390円) ※軽減前【71,880円×0.45=32,340円】	32,366人	3.6%	
第2段階	本人が 市民税 非課税	同じ世帯に いる方全員が 市民税非課税	本人の「公的年金等収入額」と「合計所得金額」の合計が年間80万円以下の方	71,880円 × 0.40 =	28,750円 (2,390円) ※軽減前【71,880円×0.45=32,340円】	127,528人	14.3%
第3段階			本人の「公的年金等収入額」と「合計所得金額」の合計が年間120万円以下の方で、かつ第2段階に属さない方	71,880円 × 0.60 =	43,120円 (3,590円)	51,032人	5.7%
第4段階		上記以外の方	71,880円 × 0.65 =	46,720円 (3,890円)	49,890人	5.6%	
第5段階		同じ世帯に 市民税課税者 がいる方	本人の「公的年金等収入額」と「合計所得金額」の合計が年間80万円以下の方	71,880円 × 0.90 =	64,690円 (5,390円)	132,403人	14.9%
第6段階 〈基準額〉	上記以外の方		71,880円 × 1.00 =	71,880円 (5,990円)	97,449人	10.9%	
第7段階	本人が 市民税 課税	本人の 合計所得 金額が	160万円未満の方	71,880円 × 1.10 =	79,060円 (6,580円)	161,978人	18.2%
第8段階			160万円以上250万円未満の方	71,880円 × 1.27 =	91,280円 (7,600円)	111,000人	12.5%
第9段階			250万円以上350万円未満の方	71,880円 × 1.55 =	111,410円 (9,280円)	52,567人	5.9%
第10段階			350万円以上500万円未満の方	71,880円 × 1.69 =	121,470円 (10,120円)	33,990人	3.8%
第11段階			500万円以上700万円未満の方	71,880円 × 1.96 =	140,880円 (11,740円)	14,805人	1.7%
第12段階			700万円以上1,000万円未満の方	71,880円 × 2.28 =	163,880円 (13,650円)	8,953人	1.0%
第13段階			1,000万円以上の方	71,880円 × 2.60 =	186,880円 (15,570円)	16,264人	1.8%
※消費税による公費を投入する軽減措置前の保険料割合、年間保険料額					計	890,225人	